

# 千歳こどもデイケアルーム運営事業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市（以下「市」という。）のこどもデイケアルーム運営事業者の選定を公募型プロポーザル方式によって厳正かつ公平に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「公募型プロポーザル方式」とは、事業者の病児病後児保育の方法、職員体制、予約受付方法、緊急時の対応、非常災害対策、感染予防対策等に関する企画提案書の提出を求め、市が求める業務処理内容との整合性を書面及びヒアリングにて審査の上、事業予定者を決定する選考方式をいう。

(対象事業)

第3条 対象とする事業は、千歳こどもデイケアルーム運営事業とする。

(選考委員会)

第4条 市は、公募型プロポーザル方式により事業予定者を選定するに当たり、千歳こどもデイケアルーム運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) こども福祉部次長
- (2) こども福祉部こども政策課長
- (3) こども福祉部認定こども園ひまわり園長
- (4) こども福祉部認定こども園つばさ園長
- (5) こども福祉部子育て総合支援センター長

3 選考委員会に委員長をおき、こども福祉部次長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、こども福祉部こども政策課長がその職務を代理する。

(事業予定者の選定)

第5条 選考委員会は、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書の内容を審査評価し、市が必要と認める業務処理内容に最も適した事業者を事業予定者として選定するものとする。

2 前項の選定は、プロポーザル参加事業者が1事業者であっても実施するものとする。

3 市は、プロポーザル参加事業者に対し、書面により第1項の選定結果を通知するものとする。

4 市は、第1項の規定により選定された事業者を随意契約の相手方として指名するものとする。

(プロポーザル実施要項)

第6条 プロポーザルの実施に関し必要な事項は、千歳こどもデイケアルーム運営事業者選定プロポーザル実施要項で定める。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月18日から施行する。